

納付金及び標準保険料率について

国保制度改革に伴う納付金・標準保険料の試算状況について

平成 29 年 6 月 8 日
医 療 指 導 課

1 当該試算の目的

- 平成 30 年度から、新たに納付金制度の導入、標準保険料率を県が市町村に示す必要があり、その本格的な算定作業は、平成 29 年 10 月から開始する。
- その事前に納付金や標準保険料率の算定シミュレーションを行い、納付金の算定方法や激変緩和措置等について、予め市町村と協議する際の参考とするために行うものである。
- また、事前にシミュレーションを行い、算定方法や市町村等からの基礎データの入力状況、納付金算定の稼動状況を事前に確認することで、必要があれば本算定に向けて改善につなげる。

2 現在の試算状況

現在の試算の状況については次のとおりであり、平成 30 年度に向けた本算定の際には、試算結果が大幅に変動する可能性がある。

- ①平成 30 年度以降に国から公費拡充される 1,700 億円を算定に含めていない。
- ②試算の前段階で市町村から各種のデータ入力を行っているが、入力すべきデータが市町村の判断により異なる部分が認められる。
(例：医療費見込みを各市町村の独自の判断基準による伸び率で行っているなど)
- ③全国の試算結果を基にして、国では納付金算定システムの不備な部分について改修を進め、本年 8 月にシステムの更新を予定されている。
- ④現段階で試算のために国から示された仮の係数を用いて試算しているが、最終的には平成 29 年 10 月以降に示される係数を用いる。
- ⑤現行では保険料負担緩和のための一般会計繰入等が行われているが、この試算の統一ルールにより含めていないため、理論的に現行保険料より高めの傾向となる。

3 今後の取組

現段階で県が行いうる上記②について、引き続き試算結果の要因分析を進め、市町村の入力データの確認を行いながら試算の精度を高めることとする。

今回提示する試算結果については、上記のとおりであり、数字が一人歩きして、住民に対して平成 30 年度の保険料がこの金額になるというような誤解を与えないように配慮をお願いする。

【納付金及び標準保険料率の算定概要】

○納付金の算定

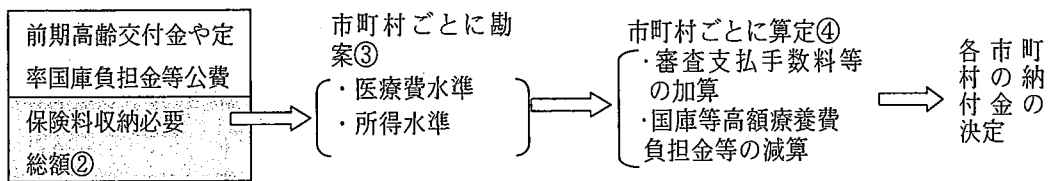
- ・原則、納付金の額は、県全体の保険給付費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して市町村へ配分する。



- ① 県全体の保険給付費を推計（過去3年間の平均など）
- ② ①から国庫負担金等の公費を除き、県全体の保険料収納必要総額を算出
- ③ ②の保険料収納必要総額に各市町村の医療費水準や所得水準を勘案して納付金基礎額を算出
- ④ ③の納付金基礎額に各市町村の審査支払手数料等を加算するとともに、高額医療費負担金等を減算して各市町村の納付金を決定

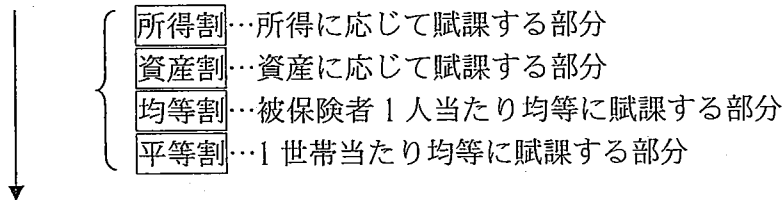
〈上記算定のイメージ〉

- ① 保険給付費総額（過去3年の平均等）



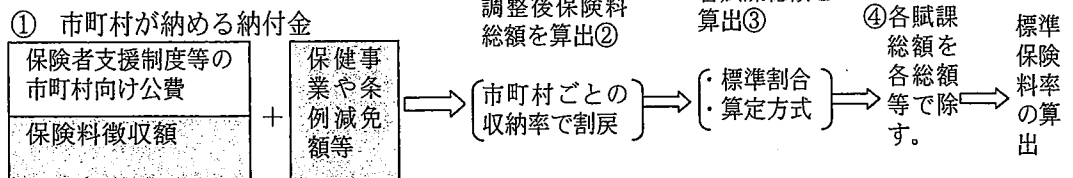
○標準保険料率の算定

- ・県は、各市町村が納付金を納めるために必要な標準保険料率を示すが、その際に、県の標準的な算定方式（以下の4方式又は3方式など）と標準的な収納率をあらかじめ決定しておく。



- ① 各市町村の納付金から保険者支援制度等の公費を除くとともに、市町村独自の保健事業や条例減免額等を加算し、各市町村の標準保険料率算定に必要な保険料総額を算出
- ② ①を各市町村の標準的な収納率で割り戻して調整後の保険料総額を算出
- ③ ②の調整後の保険料総額を標準割合や算定方式等に基づき、所得割賦課総額、資産割賦課総額、均等割賦課総額、平等割賦課総額を算出
- ④ ③の各賦課総額を総所得、総固定資産税額、被保険者総数、総世帯数で除して各市町村の標準保険料率を算定（参考として提示）

〈上記算定のイメージ〉



（出典：納付金及び標準保険料率の算定方法（ガイドライン））

1 現行の各市町村が保険料(税)で集める金額のイメージ

各市町村	(保険給付費) (保健事業)	国庫支出金(国 調整交付金・療 養給付費等)	前期高齢者 交付金	都道府県支 出金(県調整 交付金等)	保険料(税) で集めるべ き金額	一般会計等 からの繰入	保険料(税) で集める金 額
A市	1000	300	100	30	570	200	370
B市	500	100	50	20	330	50	280
C市	2000	500	20	50	1430	400	1030
	3500	900	170	100	2330	650	1680

2 都道府県化後(納付金制度)の各市町村が保険料(税)で集める金額のイメージ

県全体(保険給付費) ※保健事業500除く	国庫支出金(国 普通調整交付 金・療養給付費 等)	前期高齢者 交付金	(新) 国特別調整 交付金(都道 府県向け)	都道府県支 出金(県調整交 付金等)	県全体の納付 金総額	納付金額(市 町村の医療 費・所得水準 を反映)①
A市						600
B市	3000	900	100	100	1730	250
C市						880

納付金の算定

県全体の納付 金総額	納付金額(市 町村の医療 費・所得水準 を反映)①	(拡充) 国特別調整 交付金(市町 村向け)②	(新) 保険者努力 支援制度配 分額③	+	健康事業 等④	保険料(税) で集めるべき 金額 ①-②-③+④
1730	600	50	10	+	150	690
	250	10	5	+	50	285
	880	80	30	+	300	1070
		140	45		500	2045

標準保険料率の算定

【現時点で平成30年度からの納付金制度に向けた正確な試算が不可の要素】

- ① 平成30年度から公費拡充される保険者努力支援制度の配分が未定 (※ 県分の取扱いについても未定)
- ② 平成30年度から公費拡充される都道府県向け国特別調整交付金の額が未定
- ③ 前期高齢者交付金や普通調整交付金などについて、現行制度を前提に市町村ごとに推計している。(新制度以降後の影響が不明)
⇒新制度では県全体で均されることになる。

納付金等算定システムによる試算状況について(平成29年度 一般保険者推計ベース)

保険者番号	市町村名	被保険者数 (人) (A)	医療費指数	医療費指数反映係数		
				$\alpha = 1$		
				納付金額(円)	標準保険料率の算 定に必要な保険料 総額(円) (B)	1人当たりの保険 料額(円) B/A
310011	鳥取市	39,783	1.00328	4,815,747,820	4,409,979,330	110,851
310029	米子市	31,566	1.04431	3,997,002,696	3,648,356,824	115,579
310037	倉吉市	11,557	1.02569	1,427,166,174	1,361,538,075	117,811
310045	境港市	7,277	1.22914	966,436,433	878,873,811	120,774
310524	岩美町	2,949	0.96187	327,679,997	335,489,280	113,764
310912	八頭町	3,814	1.02398	426,145,331	374,542,735	98,202
310581	若桜町	814	1.03729	95,207,830	108,000,544	132,679
310615	智頭町	1,810	1.00138	203,989,474	212,479,539	117,392
310870	湯梨浜町	3,890	1.06672	480,876,131	451,262,295	116,006
310680	三朝町	1,485	1.15105	181,140,382	168,832,904	113,692
310920	北栄町	4,283	0.98822	582,550,384	502,268,074	117,270
310862	琴浦町	4,556	1.06604	606,221,020	595,945,043	130,804
310888	南部町	2,599	1.09179	326,369,793	313,458,062	120,607
310896	伯耆町	2,763	0.97702	331,413,308	313,584,193	113,494
310771	日吉津村	747	1.04601	100,811,814	83,736,418	112,097
310904	大山町	4,588	1.04327	569,892,093	651,079,935	141,909
310821	日南町	1,154	1.15871	211,482,353	197,651,906	171,275
310839	日野町	762	1.00109	83,833,298	107,221,635	140,711
310847	江府町	599	1.09773	71,723,220	51,841,529	86,547
	合計	126,996		15,805,689,551	14,766,142,132	116,272

※医療費指数

「当該市町村の実績の1人当たり医療費」/「当該市町村の各年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均であった場合の1人当たり医療費」
=年齢調整後の医療費指数(直近3年分の平均) 全国平均の場合=1となる。

●標準保険料率の算定に必要な保険料総額は、(保険基盤安定(保険料軽減分)、法定外、基金取崩、前年度繰越金を繰り入れる前の額である。)